

# キャッチセールス

アンケートをお願いします → 事務所について行ったら → **化粧品・健康食品などの勧誘**



- 路上で知らない人に「アンケート」「無料診断」などと声をかけられたら要注意。
- ついていかない、契約するつもりがないならはっきり断る。

- 契約した場合でも、契約書類等を受け取った日から**8日間**は**クーリングオフ**※できる。

※『クーリングオフ制度』参照



# 有料サイトの思わぬ請求

メールが届いた? クリック → 登録されました → **料金を請求された**



- サイト業者が友人をよそおってショートメッセージメールを送ってくることがある。発信相手を確認して興味本位でアクセスしない。

- 契約は成立していないので、支払う必要はない。料金請求元には一切連絡せず、無視すること。



### 通信販売 (インターネットショッピング)

インターネットで注文 → 届いた商品がイメージ違い → **返品したい**



- 通信販売はクーリングオフができないので、返品について必ず確認する。

- 相手業者の住所、電話番号、ホームページ、契約内容など、保存・印刷しておき、あとで連絡がとれるようにしておく。

- 相手業者の信用性を見極め、代金の前払いはできるだけさける。



### 多重債務

生活費が不足 → 消費者金融から借入 → **収入が減り、返済ができない**



- 高い金利で借りている場合があるので、金利の見直しが必要。

- 債務整理の方法は**4**つある。

- 任意整理：貸し手と弁護士(司法書士)の間で借金の減額を交渉する方法

- 特定調停：裁判所が貸し手と借り手の間に入り、返済方法を調整する方法

- 個人再生：借金の一部を3年間で分割返済し、残額を免除してもらう方法

- 自己破産：全財産をお金に換えて返済し、残額を免除してもらう方法

どの解決方法が自分に適しているか検討する必要がある。



### 点検商法

無料で住宅点検 → 家に入って点検 → **リフォーム勧誘**



- 突然家に来て、「無料で〇〇をします」「点検にきました」は家に入る口実。
- キャンペーン中や特別価格でお安くしますという甘い言葉に要注意。

● 契約した場合でも、契約書類等を受け取った日から**8日間**は**クーリングオフ**※できる。



### SF商法

無料や格安価格で商品を配布 → 会場に行ってみたら → **高額な健康食品を勧誘**



- 「無料・格安価格で商品を配布する」と、会場に人を集め、会場の雰囲気や集団心理を利用して高額なものを買わせる。
- 誘われても行かない。必要がなければ、はっきり断る。

● 契約した場合でも、契約書類等を受け取った日から**8日間**は**クーリングオフ**※できる。

